津久田保育園のしおり

未就園児すくてく通園事業版

令和８年度(2026年度)

【重要事項説明】



八王子市立津久田保育園

≪保育園の概要≫

1. 施　設　名　称　　八王子市立津久田保育園
2. 所　　在　　地　　八王子市中野山王3丁目22番3号
3. 電　話　番　号　　070－1270－1935
 042－622－7390(着信のみ)
4. 設　置　主　体　　八王子市
5. 認 可 年 月 日　　昭和43年(1968年)7月1日
6. 地　積　面　積　　1,963 ㎡
7. 構造及び建物面積　　鉄筋コンクリート　2階建1,148㎡
8. 職　員　構　成

園長	副園長	保育士	看護師	栄養士	調理員	用務員（兼務）	会計年度任用職員	嘱託医	
								内科	歯科
1名	1名	11名	1名	1名	2名	1名	30 名	1名	1名

9. 園　児　定　数

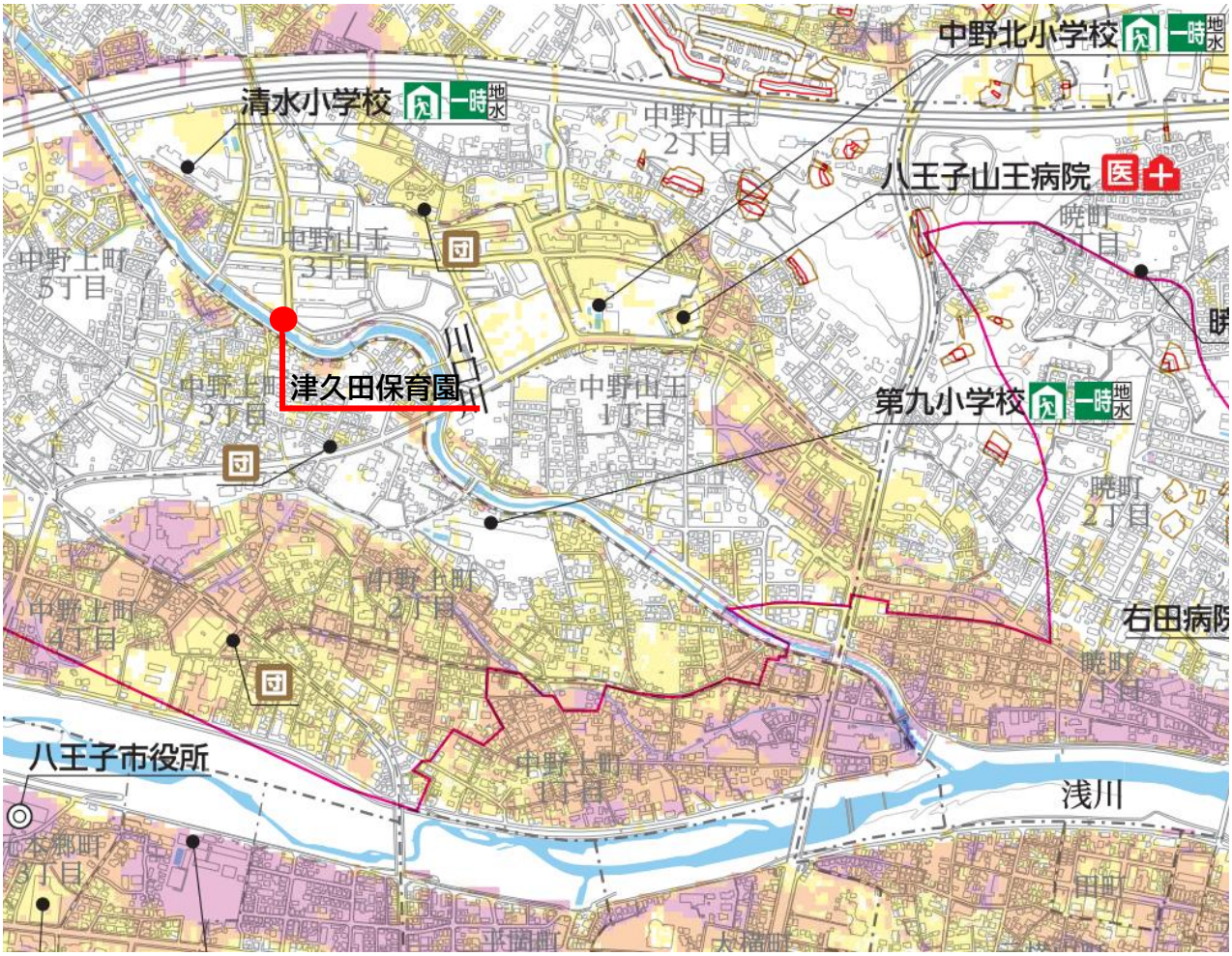
年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
クラス名	ひよこ	りす	うさぎ	こあら	ぱんだ	きりん
定員	6名	8名	10名	17名	33名	

（2026 年 4 月 1 日現在）

≪災害時避難場所≫

第1避難場所　津久田保育園園庭

第2避難場所　清水小学校校庭



1 未就園児すくてく通園事業(誰でも通園制度)について

津久田保育園では、保護者の就労要件を問わず、保育園を利用できる「**未就園児すくてく通園事業**」を実施しています。
お子さんが保育園での遊びや集団生活を体験しながら、保護者の皆様の子育てを支援します。

2 利用対象

次のすべての要件を満たすお子さまが対象です。

(1) 生後 6 か月から満 3 歳未満である
※八王子市に住民票がある方は、満 3 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日までの間利用することが可能です。
(2) 認可保育所、認定子ども園、地域型保育施設、企業主導型保育施設及び幼稚園に在籍していない
(3) 住民票のある自治体による認定証が交付されている

3 利用時間

項目	内容
利用日	月・火・金曜日(週 3 日)
利用時間	9:00～12:00
利用単位	30 分単位(最低 1 時間)

4 利用当日の流れ

登園

- 玄関で職員へお声掛けください。
- 園で用意する二次元コードを読み取って登園・降園時間を管理します。
- お子さんの体調確認を行います。
- 「キッズビュー」から、登園前のお子さんの様子などを連絡帳に登録してください。
- 当日の連絡事項をお伝えください。

保育

- 年齢に応じた保育室で過ごします。
- 室内遊びや戸外遊びなどに参加します。

降園

- お迎えは利用終了時間までにお願いします。
- 当日の様子をお伝えします。

5 利用できない場合

次の症状がある場合は利用をお控えください。

- 発熱
- 下痢
- 嘔吐
- 感染症が疑われる症状
- 医師から登園を控えるよう指示された場合

6 持ち物

毎回持参する物（一例）

- 着替え一式
- **おたより帳（保育業務支援システム「キッズビュー」を使用します）**
- 手拭きタオル
- 口拭きタオル
- 給食用エプロン
- コップ
- オムツ（必要なお子さん）
- おしりふき
- ビニール袋

★すべての持ち物に記名をお願いします。

※上記は一例です。持ち物の内容は、お子さん一人ひとりの年齢や発達状況、健康状態等によって異なります。詳細については、別紙「持ち物確認リスト」にて確認させていただきます。

7 給食・おやつ

利用時間に応じて給食及びおやつを提供します。
食物アレルギーがある場合は、事前に必ずご相談ください。

8 緊急時の対応

保育中に体調不良やけががあった場合は、保護者へ連絡を行います。
症状により、お迎えをお願いする場合があります。
緊急時には保護者への連絡と並行して医療機関を受診することがあります。

9 利用にあたってのお願い

- 登園前に必ず検温をしてください。
- お子さんの健康状態を職員へお伝えください。
- 利用予定の変更やキャンセルは速やかにご連絡ください。

≪津久田保育園の保育について≫

1　保育の基本理念

子どもを単なる保護の対象として接するのではなく、子ども自身の権利を尊重し、保育の中で養護と教育を一体的に行います。また、子ども達の心身の発達を保障するために保護者との連携を図るとともに、地域の子ども・家庭をも含めた支援を推進していきます。

2　保育の方針

子どもが人格を形成していくうえで、自己肯定感を持てるようにすることが大切です。職員は、子どものあるがままを受け止め、自分の意志を自由に表現できるように保育の中で援助していきます。

子どもが保育園生活を送るうえで必要なルールを知らせるとともに、一人ひとりの違いを認め合うことの必要性を伝えていきます。

人の成長には豊かな経験が必要であり、特に乳幼児期においてはそれが実体験でなければなりません。人的・物的な環境を整え、子どもが自然に集団となって遊ぶ中でさまざまな体験ができるようにしていきます。

3　保育の目標

（1）　十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。

（2）　健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。

（3）　人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。

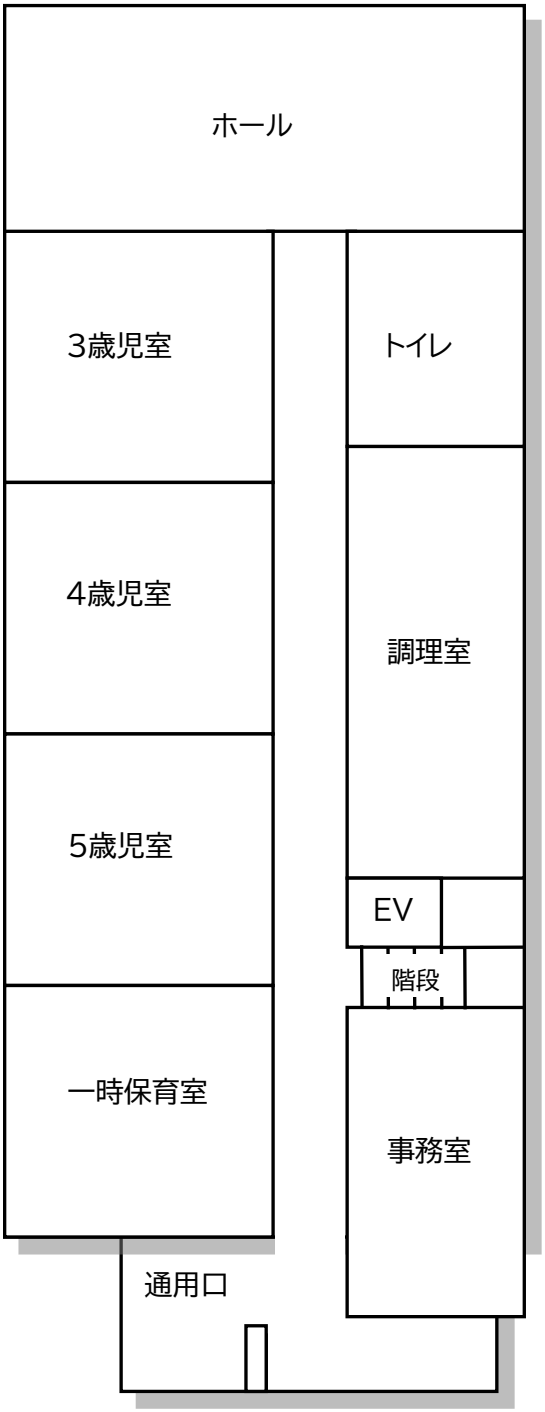
（4）　生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。

（5）　生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養う。

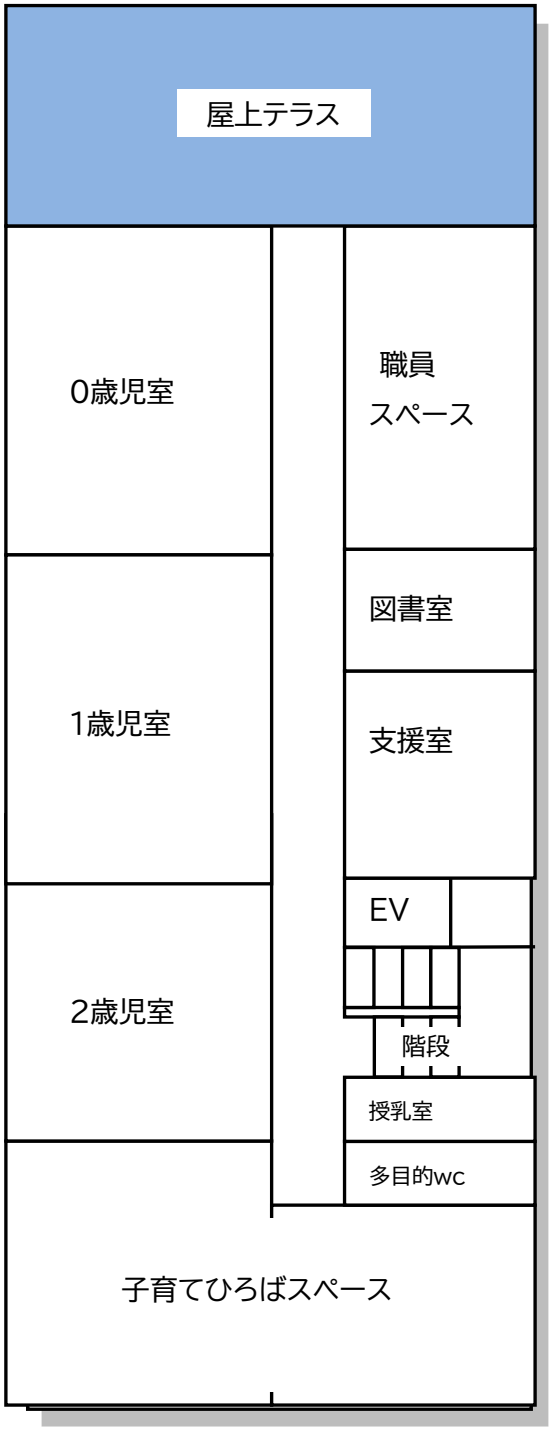
（6）　様々な体験をとおして、感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う。

園舎見取り図

1階


ホール
3歳児室
トイレ
4歳児室
調理室
5歳児室
EV
階段
一時保育室
事務室
通用口

2階


屋上テラス
0歳児室
職員
スペース
図書室
1歳児室
支援室
EV
2歳児室
階段
授乳室
多目的wc
子育てひろばスペース